

研究参加への同意

以下の説明をお読みになり、研究調査の参加に同意するかどうかをお決め下さい。

研究に同意される場合

お手数ですが、この問診票および栄養の調査票にご記入のうえご来場下さい。

会場で確認のうえ調査票が回収できた場合、その後催促や問い合わせをすることはありません。
後日回収の場合で調査票に未記入欄が多くあったときは、電話でお尋ねすることがあります。

今後調査票の確認目的以外で、電話や郵便などで問い合わせることはありません。
調査研究によって得られた個人の結果が公表されることはありません。

研究に同意されない場合

研究に参加されない場合、この調査票にお答えいただく必要はありません。

研究に参加されないことにより、健康診断の受診上不利になることは一切ありません。

研究参加に <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。
↓
→ ご署名 _____

研究のための追加検査として

LDLコレステロール、高感度CRP、BNPの3項目の血液検査を行います。

また、尿検査として尿中微量アルブミンの1項目を行います。

追加検査は研究のために行なうものですので費用はかかりません。

血液は2mlほど多く採血します（追加検査のために新たに針を刺すことはありません）。

検査項目の意味についてはこの調査票の裏表紙部分をご覧ください。

これ以外の追加検査を行うことはありません。

追加検査を行なってよろしいでしょうか。 はい いいえ

追加検査と栄養調査の結果は研究グループが説明を付けて表紙の住所に郵送致します。

結果票は、栄養調査票をお出し頂いてから2か月以内にお送りいたします。

※追加検査のうち、BNPについては検査結果と疾病との関係がまだ明らかではありません。

このため、BNPの検査結果についてはお知らせいたしません。あらかじめご了承ください。

今回の研究調査「岩手県北地域コホート研究」とは・・・

今回、下記研究グループと市町村が共同して行なう「岩手県北地域コホート研究」は、市町村で行なう基本健康診査の情報をより有用に活用するために行なうものです。

研究で得られた結果は、今後の保健政策の立案に活かすとともに、広報などで広く皆様に還元いたします。どうぞ調査研究にご協力下さい。

公益信託日本動脈硬化予防研究基金の助成による

岩手県北地域コホート研究グループ

代表	岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座	教授	岡山 明
	岩手医科大学医学部第二内科学講座	教授	平盛勝彦
	岩手医科大学医学部第二内科学講座	講師	中村元行
	岩手医科大学医学部脳神経外科学講座	教授	小川 彰
	岩手医科大学医学部救急医学講座	講師	吉田雄樹
	岩手県予防医学協会	専務理事	小山田恵
	岩手県予防医学協会健診部	部長	川村和子

事務局 020-8505 岩手県盛岡市内丸19-1
岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座
TEL 019-651-5111 (代) 内線 3373
FAX 019-623-8870

担当 岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座 講師 小野田敏行

今回行う追加検査は・・・

血液検査

LDL	悪玉コレステロールです。動脈硬化を起こします。総コレステロール値が高くなくてもLDLが高い人は心臓病などの危険性が高くなります。
高感度CRP	CRPは体のなかの炎症の有無や程度を示す項目です。CRPが高い人は、脳卒中や心臓病などの危険性が高くなるとされています。
BNP	心臓の機能と関係があるとされ、現在注目されている検査項目です。現時点ではまだ研究段階のため、BNPの結果はお返しできません。

尿検査

尿中微量アルブミン	尿蛋白を詳しく調べるものです。微量でもアルブミン（蛋白の一種）が出ている人は、心臓病などの危険性が高くなるとされています。
-----------	---

受付番号

--	--	--	--	--

※係が記入します

--	--	--	--	--

公益信託日本動脈硬化予防研究基金の助成による 岩手県北地域コホート研究

頸動脈エコー検査について

今回行います研究調査のなかで、動脈硬化の程度を調べるために、軽米町の一部地区（小軽米地区）で希望される方を対象に頸動脈エコー検査を行います。

この検査は超音波を用いて首の血管を調べるものです。5分程度の検査時間で、現在の動脈硬化の状態について知ることができます。超音波による検査ですので、検査に伴う痛みや危険はありません。

今回は研究目的のため無料です。どうぞご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、頸動脈エコー検査を受けない場合でも健診受診に不利になることは一切ありません。

頸動脈エコー検査実施に同意される場合

頸動脈エコー検査を無料で実施します。

結果はのちほど説明を付けてお送り致します。

頸動脈エコー検査実施に同意されない場合

頸動脈エコー検査をお受けにならなくても、健診受診上不利になることはありません。

頸動脈エコー検査の実施に 同意します。 同意しません。

ご署名

生年月日 明・大・昭 年 月 日 (歳)

軽米町健康ふれあいセンター

岩手県北地域コホート研究グループ

代表 岡山 明

(岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座教授)

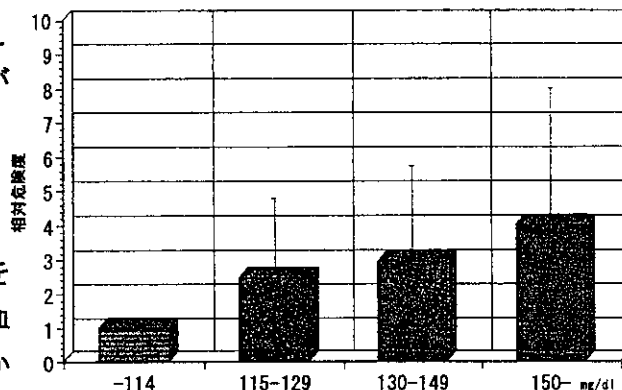
□□

参加のお誘い

〇〇〇〇〇保健センター

近年、全国的に糖尿病の患者さんの数が増えています。さらに最近の科学調査から血糖値が高いほど脳卒中や心筋梗塞になりやすいことが明らかになってきました。

そして、糖尿病の予備軍である耐糖能異常の方、そして糖尿病のごく早期の方ならば薬を使う必要はなく生活習慣の改善により十分に血糖値のコントロールが可能であることも明らかになっています。



私たちは岩手医科大学と共同で、効果的な血糖値をコントロールするための保健指導法について取り組むことになりました。

従来の方法または自己採血キットを導入した方法で、最新の健康教育の教材を用いた、楽しく効果的な健康教育を提供します。あなたがどちらの方法を受けるかは抽選で決定されます。

日頃ご自分の健康に不安のある方、もっと健康な生活習慣を身に付けたい方は是非ふるってご参加ください。なお定員（先着20名）に限りがありますのでお早めにご連絡ください。

参加資格

健康診断で耐糖能異常であるといわれた人

医師に糖尿病と診断され、薬を飲むほどではないといわれた人（医師の承諾が必要）

この趣旨に賛同し、6ヶ月間参加できる人

参加のメリット

参加費は無料。

薬を使用しないで血糖値を効果的にコントロールする方法を身につけられる。

その他健康な生活習慣のための専門的なアドバイスを受けられる。

参加申込先	
参加の受付期間	

健康教育参加申込用紙（糖尿病予防）

この度、私は薬を用いないで行う「糖尿病の長期予防プログラム」の一環として、糖尿病予防のための個別健康教育を受講することについて、生活習慣の改善による無理のない方法であることを説明を受け、理解しました。

私は6ヶ月間の集中指導を受けることを理解しました。また、健康教育期間終了後に予防の継続的なサポートを受ける場合と受けない場合があることの説明を受け、理解しました。

もし、健康教育期間後に継続的なサポートを受けない場合でも、今後5年間1年に1回血液検査と問診を受診することを説明を受け、理解しました。

5年間参加することが参加の条件ですが、事情により継続して参加できなくなっても不利益を受けないことも説明を受けました。

以上のことを理解した上で、耐糖能異常の個別健康教育を受けることを申し込みます。

お名前 _____

日付 _____

ご住所 _____

お電話番号 _____

担当者 _____

大項目			入手経路	保管	定型的(事業内)利用	試行的(事業外)利用	開示/訂正請求
保健調査(健診の事前調)	基本的生活習慣	学習、遊びの時の心身の状況等、習癖など	家族	保健室(養護教諭)	教育計画の修整を検討/学校保健委員会の活用		
	既往症など						
	栄養状態						
	脊柱・胸部・四眼						
	耳鼻咽喉						
	歯・口腔						
	内科(心臓)						
	内科(腎臓)						
	ライフスタイル						
	アレルギー様症状						
	本人の自覚症状など						
	家族における健康状況		学校				
学級における健康状況							
臨時健診			健康診断票	学校長			
就学時健診		①栄養②脊柱/胸部③視力/聴力④眼の疾病異常⑤耳鼻咽喉及び皮膚疾患⑥歯・口腔疾患⑦その他(知能検査、心臓、腎臓疾患など)		市町村教育委員会	治療勧告/保健相談/就学義務の猶予免除/盲聴養護		
健康診断	検査的事項		児童生徒健康診断票(一般)(歯・口腔)	学校長	未受診者の措置		
	診察的事項				統計処		
	総合判定			健康実態の報告と検討			
				進学先に送付(成績と同様に)	教育計画の修正		
					児童生徒などへの指導		
結核健診	問診	自覚症状など/本人の結核罹患歴/本人の予防接種歴/家族の結核罹患歴/高まん延国での居住歴/BCG未接種	家族	教育委員会(学校における結核対策を検討する委員会)			
学校生活管理指導	心疾患児 腎疾患児	診断名/指導区分/運動クラブ活動の可禁/次回受診の有無	学校医				
義務付けでない検査		父母からの承諾書					
健康相談	事後指導	個別の管理・指導/精検や治療の薦め/学習や生活上の規制、学習環境の改善や配慮その他教育上の配慮	学校医/養護教諭				
健診以外の情報源と対応	日常の健康観察の結果/学級担任・他の教師・保健室	学級健康観察簿	担任				
		出席簿	担任				
		保健室利用簿	養護教諭				
		月例体重測定など身体計測記録 体力・運動能力テストの結果	養護教諭 担任				
保健学習と健康教育				担任			
職員の健康診断					事後措置(治療の指示、勤務の軽減などの措置)		

保健分野の個人情報保護に関する職域保健根拠法にもとづく事業（担当 杉森）

法定健診	入手経路	保管	定型的(事業内)利用	第3者関与	開示/訂正請求
------	------	----	------------	-------	---------

一般健診 43条:雇入時健診
 44条:定期健診
 45条:特定業務従事者
 45条の2:海外派遣労働者の健診

現行の芸術法等では、事業主に
 一般健康診断結果を労働者に通
 知する義務を課している。これ
 は、労働者自身による自主的な
 健康管理を促すことが目的であ

健康診断等の実施にあ
 たってはその目的につい
 ては、参加の有無による利
 益と不利益を労働者に十
 分説明し、その同意を得て
 行う。法定項目であっても
 基本的な考え方は変わらな
 い。(産業保健専門職の倫
 理指針 8健康診断と健康
 調査)健康診断等に参加し
 ない労働者に対する取り扱
 いは安全衛生委員会で審
 議した上で社内規定に盛り
 込むなどのルール化を行
 う。

労働者の健康情報は産業
 保健専門職が責任をもって
 管理し、そのプライバシー
 保護にあたる。(産業保健
 専門職の倫理指針 13健
 康情報の管理)派遣労働者、
 短時間労働者に関する情報も同
 様に取り扱う。
 ・他の保健専門職とも連携して配
 線の適切な管理に努める。

産業保健専門職は、集団
 の健康に関する統計情報と
 その解析結果を事業者にお
 よび労働者に報告し、労働
 者の安全と健康を守るため
 に活用する。(産業保健専
 門職の倫理指針 16集団
 の健康情報)

学術的研究に提供する際
 は、労働者の同意を適切な
 方法で得るべき。研究結果
 等の公表は、個人の匿名
 性を担保するよう、研究者
 と協議等すべき。

事業者が保存している健康
 結果を生命保険加入時の
 審査の代用等に提供する
 場合は、個別に労働者の
 同意が必要である

一方、芸術法等に基づく特殊健
 康診断については、職業性発病
 を予防するために事業者が職場
 環境の整備や予防措置を徹底す
 ることにならざるを得ない。こ
 れは、労働者自身による自主的な
 健康管理を促すことが目的であ
 る。法令上の通知義務がなくとも、
 事業者が、労働者本人への通
 知に取り組むことが望ましい。

- 46条:結核健診
- 47条:給食労働者の検
- 高気圧作業健診
- 電線放射線健診
- 鉛健診
- 四アールキル鉛健診
- 有機溶剤健診
- 特定化学物質健診36種類
- 歯科検診
- 作業環境作業歴
- じん肺健診
- 女性健康診断指導事項連絡カード

男女雇用均等法

努力義務に係る健康情報 VDT、振動工具等の健診

保健分野の個人情報保護に関する指針（実務者担当マニュアル）

情報保護：予病事業（担当 様）

項目	入手経路	保管	定期的（事業内）利用	第三者提供	開示/訂正/削除
診療記録 検査記録 予防接種記録 紹介状・返事 企業が行う健診	診療行為に伴う記録として記録され、労働者の同意は不要。	一般診療記録として、法務に基づきクラウドハイブリッド方式に保存する。5年間保存する。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	原則的に本人の明示/訂正請求に基づき、行われるべきである。企業は、診療記録の提供を拒否する権利を有する。また、本人の同意を得た上で、予病事業の目的に必要に応じて、予病事業の提供を拒否する権利を有する。	原則的に本人の明示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
	診療行為において診断を目的とした検査は、診療記録として記録される。労働者の同意は不要。	一般診療記録に準じて保管を行う。安全配慮義務は区別される状態で管理する。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	原則的に本人の明示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
	診療記録の一部として記録され、労働者の同意は不要。	一般診療記録に準じて保管を行う。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	原則的に本人の明示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
	紹介状は、労働者を介して紹介先の医師に送られる。労働者の同意は不要。返事は通常労働者から紹介医師へ直接送付され、診療記録の一部として労働者の同意は不要。	一般診療記録に準じて保管を行う。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	原則的に本人の明示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
	検査の目的が十分に労働者に説明され、労働者の同意を得た上で、予病事業の目的に必要に応じて、予病事業の提供を拒否する権利を有する。	一般診療記録に準じて保管を行う。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	原則的に本人の明示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
任意の健康診断で発生する情報	任意の健康診断で発生する情報	健康診断の記録として、法的・医学的利用にのみ利用される。また、本人の同意を得た上で、予病事業の目的に必要に応じて、予病事業の提供を拒否する権利を有する。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	原則的に本人の明示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
	任意の健康診断で発生する情報	健康診断の記録として、法的・医学的利用にのみ利用される。また、本人の同意を得た上で、予病事業の目的に必要に応じて、予病事業の提供を拒否する権利を有する。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	個人名が特定されない状態で、法的・医学的利用にのみ利用される。	原則的に本人の明示/訂正請求に基づき、行われるべきである。

項目	入手経路	保管	定型的(業務内)利用	第三者提供	第三者提供(業務外)利用	開示/訂正請求
診療情報記録	診療情報は、労働者から診療管理部門に伝達し、診療管理の記録として記録される。	診療情報は、必ずしも診療とは関係なく、また業務等も関係なく、診療管理を行う上での過去の履歴として、保健スタッフに設定して使用する。	病別の保護措置の記録は、業務的履歴管理を行う上での過去の履歴として、保健スタッフに設定して使用する。	病別の保護措置の記録は、業務的履歴管理を行う上での過去の履歴として、保健スタッフに設定して使用する。	病別の保護措置の記録は、業務的履歴管理を行う上での過去の履歴として、保健スタッフに設定して使用する。	原則的に本人の開示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
家族歴	一部の情報収集は任意であるべきである。収集に当たっては目的を明確にした上で、個別の同意が必要であり、保健スタッフが関係するべきである。	企業内の保健管理の中で記録として扱われる情報は、本人から提供される情報と区別して、履歴管理を行うべきである。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	原則的に本人の開示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
治療・入院歴の履歴	企業内の保健管理の中で記録として扱われる情報は、本人から提供される情報と区別して、履歴管理を行うべきである。	企業内の保健管理の中で記録として扱われる情報は、本人から提供される情報と区別して、履歴管理を行うべきである。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	原則的に本人の開示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
生活習慣情報	過労、保健管理に不可欠な情報として、履歴管理に活用して記録されるべきである。収集するにあたっては、その内容について、少なくとも保健スタッフ等と業務的に同意をとっておくべきである。	過労、保健管理に不可欠な情報として、履歴管理に活用して記録されるべきである。収集するにあたっては、その内容について、少なくとも保健スタッフ等と業務的に同意をとっておくべきである。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	原則的に本人の開示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
メンタルヘルス調査	保健スタッフ等が労働者の同意をとり、また記入を拒否することを可能とする。	保健スタッフ等が労働者の同意をとり、また記入を拒否することを可能とする。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	原則的に本人の開示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
病状のための診断書	会社の病状証明のために提出される診断書、就業簿等が明認されるべきである。	会社の病状証明のために提出される診断書、就業簿等が明認されるべきである。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	原則的に本人の開示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
保健時々の診断書	保健時々の診断書については就業簿等が明認されるべきである。その上で必要な情報を収集する。情報の提出先については、社内ルールを明確にする。可能であれば、本人の意向により提出先を選択して提出を行う。	保健時々の診断書については就業簿等が明認されるべきである。その上で必要な情報を収集する。情報の提出先については、社内ルールを明確にする。可能であれば、本人の意向により提出先を選択して提出を行う。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	原則的に本人の開示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
保健時々の申請	保健時々の申請は、労働者から提出されるべきである。	保健時々の申請は、労働者から提出されるべきである。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	原則的に本人の開示/訂正請求に基づき、行われるべきである。
レポート情報	保健時々の申請は、労働者から提出されるべきである。	保健時々の申請は、労働者から提出されるべきである。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	履歴管理上、業務が認められる場合において、保健スタッフのみが利用できる。	原則的に本人の開示/訂正請求に基づき、行われるべきである。

開診情報

主治医からの情報

すでに得られている情報については、保健スタッフ等によって、保健スタッフ等が本人に提供され、本人の権利が保証される必要がある。

労働者および事業者の同意が必要。

個人名が特定できない限り、利用可能。

該当せず

保健時々の申請については、労働者から提出されるべきである。

20020005

以降は雑誌/図書等に掲載された論文となりますので、
「研究成果の刊行に関する一覧表」をご参照ください。

「研究成果の刊行に関する一覧表」

母子保健対策の現状

母子衛生研究会

わが国の母子保健. 平成 13 年度, Page52-56(2002.05)

**健診情報の電子化・標準化と個人情報の保護 働く人を支える「地域」と
「産業」の連携**

杉森裕樹, 吉田勝美

保健婦雑誌. 58 巻 2 号, Page102-108(2002.02)

中小企業における個人健康情報保護

杉森裕樹

Ethical issues in cancer epidemiology and disease susceptibility genes.

Washio M, Kiyohara C, Sugimori H, Yamagata Z, Mori M.

Tumor Res. 2002 Nov;37:41-48